

京都市立日吉ヶ丘高等学校

生徒心得 生活面

「生徒心得」は、学校のルールを守って有意義な高校生活を送り、豊かな人格の完成を目指すとともに、優れた校風を樹立するため、生徒として日常的に心がけるべき内容を示したものである。

学校生活

1. 教職員に対して、常に礼節を重んずる。
2. 学習意欲を高め、自己学習力の向上に努める。
3. 授業中は学業に専念する。
4. ホームルーム活動の充実を目指して努力する。
5. 生徒会や部活動に主体的に参加する。
6. 学校生活の環境を整えるために、清掃美化を徹底する。
7. 登校にあたっては、通学マナーを守り授業開始時間を厳守する。
8. すべての生徒は、相互に信頼し合い、協力し合って人間関係を大切にする。

ホームルーム

1. ホームルーム担任と一致協力し、明るく和やかなホームルームの確立を図る。
2. 友情と連帯を重んじ、より良い集団生活を育成する。
3. 各委員会を中心に、積極的に意思の疎通を図るとともに実践に励む。
4. 校則に違反するような級友に対しては、誠意と正義感に基づいて忠告する。
5. いかなることがあっても、必要に応じてホームルーム担任に相談する。

バイク乗車等の全面禁止

1. バイクの免許取得・車両購入（貸し借り含む）・運転・同乗（保護者運転の同乗に限り理由がある場合は認める）を禁止する。
2. 自動車についても、上記バイクの禁止事項と同様、免許取得・車両購入（貸し借り含む）・運転・同乗（保護者運転の同乗に限り理由がある場合は認める）を禁止する。

登下校時の交通安全について

1. 交通法規を厳守し、交通安全に努めること。
2. 自転車通学は許可した者に限る。
3. 自転車通学許可者は、誓約した事項を厳守し安全運転に努めること。違反行為があった場合、通学許可を停止する場合もある。

○本校周辺は坂道が多いため、スピードの出し過ぎには十分注意すること。

- 許可車両には必ず許可シールを、後部から見やすい位置に貼ること。
 - 校内では指定された所定の場所に駐輪すること。
 - 車両の管理（空気圧等）は全て自分で責任を持って行うこと。
 - 学校周辺及び駐輪禁止の場所には絶対駐輪しないこと。
 - 必ず施錠すること。
4. 徒歩で通学（駅から、自宅から）する際も、一般の方々・交通の迷惑にならないように登下校すること。歩きスマホ等、注意が散漫になる行為は絶対にしないこと。
時間的な余裕を持ち、安全に十分注意を払うこと。

服装・頭髪他

1. 制服

- 登下校や校内外活動、学校行事、校外活動時は、本校指定の制服を正しく着用すること。
- (1) 冬型（11月から4月 移行期間は別途連絡する）
ア. 上は本校指定のブレザー・カッターシャツ、下は本校指定のスラックス・スカートを着用する。
イ. 寒暖の差に応じて本校指定のベスト及びセーターを着用してもよい。
ウ. ネクタイ・リボンは本校指定の物に限る。儀式等、学校が指定する時はネクタイを着用すること。
- (2) 夏型（5月から10月 移行期間は別途連絡する）
ブレザーを着用せず、カッターシャツとスラックス・スカートを制服とする。夏服のカッターシャツの代わりに本校指定のポロシャツを着用してもよい。
- ※1. 制服に対する一切の加工を禁止する。万が一、加工した場合は、原状復帰もしくは販直し指導を行う。
- ※2. スカートを巻き上げる、ベルト・サスペンダー等で腰位置をずらすなどの行為を禁止する。

2. 防寒着（11月から3月）

必ず制服のブレザーを着用した上に着ること。

色に関しては、無地であれば原則指定はしない。但し、赤系・黄系・蛍光色等の華美な色や相応しくないと学校が判断した場合は、注意・指導する。

素材についても華美なものや、カジュアル感が強いスウェット・ジャージ・デニム・皮革素材等は禁止する。

形態については、プルオーバータイプ（ハーフジップ等）のものは禁止する。

その他、防寒着として相応しくないと学校が判断した場合は、注意・指導する。

※スカート下にジャージ（体操服パンツも含む）やスウェットパンツ等を着用することを禁止する。

3. 靴

登下校時の靴は、革靴もしくは運動靴（雪・雨天時は長靴・レインシューズ可）とし、校内では本校指定の上履き、体育館においては本校指定の体育館シューズとする。下駄・草履・ブーツ・ハ

イヒール・サンダル等を禁止する。

4. 化粧等

化粧（色付きリップ・透明マスカラ含む）、カラー CONTACT、ネイルアート（マニキュア含む）、まつ毛エクステ等を禁止する。また、その都度、学校が判断する事に関して指導に従うこと。

5. 頭髪

染髪・脱色・パーマ・エクステ等、頭髪への加工を禁止する。

6. 装飾品

ピアス（透明ピアスも含む）・イヤリング・ネックレス・指輪等、学校生活に不必要的物を身に着けることを禁止する。

7. 異装許可について

特別な事情により異装（制服以外の着用）を必要とする生徒は、あらかじめ生徒部に届け出て、「異装許可」を得ること。

スマートフォン他の使用について

- 授業中は必ず電源を切り、鞄の中にしまっておくこと。
- 授業中の使用は、教員の特別な指示・指導がある場合を除き、禁止する（詳細は、別途定める）。違反行為があった場合は、生徒部で指導する。
- 試験中の使用及び作動・身につける行為等は、カンニングと同様の不正行為扱い及び迷惑行為とし、懲戒指導を行う（詳細は、別途定める）。
- SNS 等のネット上の問題行動（誹謗中傷・人権侵害・写真や氏名等の個人情報の無断開示）に対しては、懲戒を含む厳しい指導を行う。
- 授業中にワイヤレスイヤホンやウェアラブル端末（スマートウォッチ等）を身につけることを禁止する。試験中に使用及び作動・身につける行為があった場合は、スマートフォン等の指導と同様に懲戒指導を行う。

アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。ただし家庭の事情等で、アルバイトを強く希望する場合は、担任に相談し学年主任の許可を得た上、生徒部に届け出て指導に従うこと。

その他の注意事項

- 健康診断は、必ず受けること。
- 学費等は納期を守ること。
- 公徳心を持ち、校舎・校具等の公共物を大切にすること。誤って破損等した場合は、速やかに生徒部に申し出て指示に従うこと。基本的に、弁償の対象とする。
- 二足制を順守し校内を清潔に保つこと。

5. 貴重品、学校生活に不必要的物は持つてこないこと。所持品は自らの責任で管理すること。
6. 落とし物関係は、生徒部で取り扱う。落とし物をした、拾得した場合は、生徒部に届けること。保管期間は1年間とする。
7. 校内で特別の集会をする場合は事前に生徒部に届け出て承認を得ること。
8. 校内で個人または団体が印刷物を掲示・配布する場合は、規定に従い生徒部に許可願を申請し承認を得ること。